

CON

[355]

する具体的な処置が明示してないではないかという御意見でございますが、御尤もなことだと思いますが、私共はこれが行政的処置としてはしばく説

明を行なつておりますように、諸種の奨励金の支出方法が法律にこれはなくともとり得るのであります、そういう方法によつてこの第十二條の精神を活かし、實質上損失の補償の裏附としましても、さような方法によつてこれをカヴァーして参りたい、こう考えているわけであります。又同じく確保のため飼料の問題は重要でございまして、この点についてはまだ政府としては発表の段階には至つておりませんが、一應飼料につきましての外資導入の点も或る程度成功しているのであります。その金額、具体的な方法はまだ私共が発表の時機ではありませんが、飼料の輸入は或る程度のもは確保される見通しが付いているのであります。

七月以降これが具体的ことが……いづれにいたしましても飼料の確保といふことが、やはり糧畜の確保になるわけでありまして、この点では合法的処置についてお尋ねがございましたけれども、私は農林大臣といたしまして、飽くまでも飼料の確保につきましては、今申しましたような、外資導入の面からこれに努力をいたしまして、具体化するために目下鋭意努力中でありまして、同時に、その他の方法におきましても、飽くまでも飼料を確保して参ることにについては、万全の具体的な処置をいたしたいと、こう考えておりますので、この私が農林大臣として申し上げますことに付いて御了承を願つて置きたいと思つてあります。尙ほ法的処置につきましては、今關係方面と

も折衝いたしておりますので、お示しのような法的処置が、次の機会に國会に提出できるように努力いたしたいと思っております。

○松村眞一殿 この第十二條に對する罰則として第十三條があります。「これを五千円以下の罰金に処する。」ということになつておる。ところがこの種馬統制法において見ますといふと、第二十一條にやはりそういう規定があります。「許可ヲ受クルニ非ザレバコレヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ズ」、ところがその罰則は「一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」といふので体刑が附いておる。体刑が附いておるといふのは、どういうわけかといふことを考へて見なければならぬと思ひます。それは、これは馬といふものは軍馬の關係があるということも申されましよう。併しそれは極く皮相的な考へであつて、日本のものと百五十万頭といつた中の百十万頭といふものは、これは農耕馬で、軍は僅かの馬しか使つていない。農耕に必要な役畜として殆んど歴代の内閣としても重要性を置いておるわけでありませう。そういう意味であつて、この輸出といふことが、日本の産業の振興上に、農耕の振興に必要であるということも勿論考慮されて罰則があるのですが、その体刑を廢めて、今度は罰金刑のみにしておるといふことそれ自身は、この十二條に對して養育をしていないといふと、自分の弱點をここに示しておるのぢやないかと思ふ。十分なことをやり切るものだから、罰則はえらいことをやるわけにはいかん、こういうことがここに伏在しておることは明瞭であると思ふ。そういうことを見ましても

もうすでに立法において、自分でもこれは少しやるべきことをやつていないという遠慮の規定であるということ、これは明瞭でありますから、どう

しても十二條に對して、この裏附に於いての御考慮が私には必要と思う。何かそれをもう少し具体的に大臣のお考えをお述べ願わないかというと、この委員會は第十二條に對して、非常に政府だけが勝手次第な規定をやつておるといふ印象を深く與えておるのであります。が、その点をもう少し明瞭に御答弁願いたいと思ひます。

○國務大臣(永江一夫藏)　これは一應この法案ができました基盤といたしまして、皆さんすでに御了承願つております通りに、戦時中にできましたところの種馬統制法或いは種牡牛検査法というやうな、いわゆる官治行政的なな行き方を放棄して、新しい角度から今申しましたやうな種畜の確保をいたしたいという物の考え、アイデアから充足しておる法規でございますから、今までの中央集権的な、官治行政的な感じからいたしますと、非常にこの法案の中には、まあいわば頼りないといふやうな感じを受けられる面が多いと、かう思うのであります。併し法の目的といたしますところは、申すまでもなく原則ではないのであります、この法規によりまして、できるだけ各方面の助力を得て、法の目的を達成いたしたいのと、かう考えておりますから、私共はこの中にあります罰則が、これ以上重くなるということとは受当ではないと考えております。先程のお答えいたしました第十二條につきましても、私は國內において飼料を確保いたしますと同時に、外から輸入される面についても

すでに具体的な或る点の成果を得てお
るというお答えをいたしましたので、
この程度で御了承を願いたいと思うわ
けであります。

○松村真一閣議 秘共申しますのは、今の大体的御議論としましては、大臣の御趣旨に対して私は結構であると申上げてよろしいと思います。ただこの具体的な問題であります第十二條に、おきまして、特に屠殺の制限をするということを書いてある。屠殺の制限をする場合において、所有主の事情も余程考えなければいけません。飼料がないから維持できないと言つて屠殺してはいけないということを命令されるわけです。飼料がなくて困りますから、維持ができないのだからという事情があるに拘わらず、それを五千円以下の罰金に処する、そうすれば屠殺はできませんから、持つておる飼料は少ない、自然に死ぬのを待つということになるのであります。そういう残酷なことは法律の規定ではよくないと思います。今の事情は大臣御承知だろうと思います。今家畜の毎日々々の飼料というものは閣取引で買つておる。とてもこれではいけないということであります。殊に種付料がどのくらい取れるかわからない、この案によるとうと非常に寛大に種畜というものの証明書をお出しになるわけですが、その種畜それ自身は、全部種付によつて維持できるかどうかということは、私は分らんと思う。そういうようなものは分らない、無差別的に種類ということに譬いてありますけれども、家畜の種類が譬いてあるので、種畜の種

類ということは書いてない。だから或る種畜というものについて全面的に命令を発することができるようになる、今言うたような事情は汲まなければなら

らん。それに対して何らかの処置をしないで、それを殺してはいけないといふやうな命令を出して、罰金で更に強迫しておるといふやうなことは、殊に新しい憲法においては私は許されなない所有権の制限であると思う。屠殺することは一向差支ないのであります。國の必要において屠殺を制限するならば、それに対してやはり或る程度の賠償を與えなければいけない。今申した事情でよく御了解になるだらうと思ひます。飼料が買えないということがありましよう。それを無理に買わせるということは、これは余程無理なことを申しておる。それに対して何らかの補償が何かしなければいけない」といふことは、私はこれは明瞭だと思ひます。何らかこれは具體的の考慮をするのであるといふことの御答弁を私は要求するのであります。

○國務大臣(東江一夫) 飼料のないのに屠殺をしてはいけないといふ、そういう極端な場合におきまして、政府は飽くまでも目の前に見ておつても屠殺を許さないといふ点で御議論をなされば、今のような御議論になると私は思つておる。仮にここで、飼料をどれくらい政府がお世話できるか、という自通しのないのに、法的にこれを規定して置きまして、おのずから飼料確保の量については、そのときの實体に即して決定がされるべきものと私は考へております。そうすれば、法で規定せられなくても、政府は勿論これらの家畜の確保、増産を考えております。

られなくても、政府は勿論これらの家畜の確保、増産を考えております。以

がございましたが、輸入飼料の確保に努めると同時に、国内の農家の自給飼料につきましても、成るべく早い機会に自給飼料の確保に関する法的な措置を講じて参りたい。でき得れば来議會まで、に一つの法案を纏めたいというような希望を以ちまして、目下その研究を進めておるような次第でございます。この法案は非常に急ぎましたものものですから、それらの全貌をここにお示しすることは、できなかったことは非常に遺憾に思いますが、種牝牛検査法及び種馬統制法廃止の問題を非常に急いでおりましたために、一應種畜法だけをここでお願いしまして、それに裏打をするような諸般の施策につきましては、漸次成るべく早い機会に実現をして参りたい、こういうふうに考えております。

○佐々木廉蔵君　先程松村委員の御質問に対して大臣が、飼料は確保できて、それは七月頃という言明でありました

が、これは五ヶ年計画に基く飼料であるかどうか、又飼料が確保できるとなれば、今政府が計画しておるより以上の計画を立てる用意があるかどうか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員（逋藤三郎君） 先程の大臣の御答弁の中における飼料の問題は、五ヶ年計画の一部の飼料問題に該当するのでございます。五ヶ年計画を段々進めて参りまして、その遂行のために必要な飼料というものを、数字的に関係方面に要望しておりまして、最近その具体的な話合いが段々進んで参り、ただ現在といったしましては確定しておりませんので、これをこの際申上げかねるわけでありますけれども、大體進んで参りましたということを大臣

から御説明があつたと思ひます。

○佐々木慶藏君 この五ヶ年以上の計画を立てる用意があるかどうかということについて……

○政府委員(遠藤三郎君) 飼料事情が非常に改善されて参りました。今日まで私共が予想しておりました以上に飼料の供給が豊富になつて参りますようでありまして、五ヶ年計画を成る程度拡大して行くことも可能であると考へております。

○農野繁雄君 十二條の問題はいろいろ各議員からお話があつて、これに対して大臣からの答弁があつたのでありますが、私は單刀直入に、こういう制限をされたならば、これに対する助成の方法を如何なる程度でやられる予定であるか、二十三年度の計画をお示しをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(遠藤三郎君) 十二條の制限につきましても、昨日もいろいろ御説明申し上げましたのでありますが、実はこの規定はよくない場合に、補助することを考へておりました。而も屠殺の制限をすると言ひましても、制限をしつ放しでなくて、ここで屠殺をするのを一つとして頂いて、農村の方へ廻して頂きたいというふうな意味の制限をして参りますので、余り農村の方に損害を掛けるようなこともない、又損害を掛けないように、この規定は発動して参らなければならないというふうな考へておるのであります。先程松村委員からのお尋ねもございましたが、そういう場合に飼料がないために飼育ができないというふうな事情に追

いつ込まれております者に対しては、勿論優先的に飼料の特配をして、種畜の確保を図りたいという考へでおるのであります。種畜の所有者の負担を成るべく軽減するといふ考へております。

○佐々木慶藏君 具体的に只今、どれだけの損害の填補をするという計画は持つておりませんか、非常に農民のために困るような事情が参りましたときには、やはり考へて参るといふことにしたい。こういうふうな考へております。

○委員(橋見義男君) ちよつとその点は重要な点なんです、飼料の確保をしたり、或いは手備金を取つて奨励金をやるというふうな手段が伴わなければ、この十二條は発動しない、こゝろを解決していいですか。

○政府委員(平野善治郎君) 先程来十二條の問題でいろいろ御意見がございまして、殊に政府が飼育者に対して一つで強制的な規定を発動する場合において、それによつて被るるところの飼育者の損害をどういふふうに考へるかといふことでございまして。只今のところは、具体的に予算に金額を入れたり、或いは一つのはつきりした明文を以てその損害の補填を示しておらないのでございまして、政府の考へたときに起るものでございまして、又その起る場合においても、飼育者には損害を掛けないといふ場合にこの規定を発動したい、こゝろ考へておるのでございまして。従つて只今は、ここには明文等ございせんが、そういうふうな十二條を発動した場合において、飼育者に迷惑の掛からないような方途につ

きまして、早速具体的なものを作つて、皆さんの御趣旨に副いたい、というふうな只今考へております。

○委員(橋見義男君) ちよつと今の点は、抽象的ではつきりしないのです、ね……

○板野勝次君 今の十二條の問題は、政務次官の答弁では頗る曖昧なんです、考へておる、今政務次官が考へておられるけれども、あと誰がそれを担当する人が参つて来た場合には、十二條をどうん発動されて、これはどこへ抗議を申込んでいいか、行くところもないというのです。従つてそれは十三條がなくなつて、五千円以下の罰金といふことがなくなつてしまへば、これはもう十二條はそれだけでいいんですけれども、あれがある以上は、どうしても十二條には、何らかの國家的な補償がなし得る。された場合に、それに違反した十三條が発動される、こういうふうなことではない、これは立法措置の上からいって、どんなにして見ても、これは無理だろと思ひます。その点は政務次官から、曖昧でなくて、はつきり一つ示して貰いたいと思ひます。

○委員(橋見義男君) 附加えて、もう少し私も具体的に質問いたしますと、飼料関係で、どうしても屠殺をしなければならぬとか或いは移動しなければならぬといふことで、十二條の種々の目的に反するような事態の起る場合には、飼料は必ず最優先的に確保する。それから金銭的の負担のために、どうしても移動又は屠殺をしなければならぬといふ場合には、これは金銭的の問題ですから、補助金とか或いは奨励金等の手備金の措置によつて請じて、そういう負担をなくする。こういうふうな解決していいかどうか、こ

うことでは。

○政府委員(平野善治郎君) 只今板野委員並びに委員長からお尋ねがございましたが、御趣旨は御尤もでございます、私共の考へも、基本的な考へとして一致しておるのでありますが、この法案にこれを明記しておらんのでございまして、先程お話し上げました通り、非常にこの問題を我々には強制的にできる限りやるべきではないのでありまして、万止むを得ないときにやるのでございまして、飼料の問題によりまして、こういうことが起る場合には、先程大臣から答弁申し上げました通り、最優先的にその飼料を配給いたしまして、かかることの起らないようにすると同時に、又別の理由によりまして、その制限を加えて、そのために飼育者が損失を被るという場合におきましては、只今局長から答弁のありましたように、補助金とか、或いはその他の名目を以て手備金等より支出をして、その人には金銭的な損害を掛けない、こういうことに考へております。

○岡村文四郎君 どうも大事な十二條が非常に問題になつて来ておりますが、實際家に考へさせると、こんなことはないと考へる。そこで大事な種畜が食ふものがなくなつてしうがなくなつて、用役に堪へない、又馬として價値をなさぬといふふうになります。若し政府の方で、市中の輓馬に飼料を配給するが、種馬に配給せぬといふことはないと考へる。そうはつきりと御答弁をお願いしたい。そういうことでありますが、こんなことを言ひても、こんなことができませんか。理窟と実体をよく考へねばいかん。一体そんなことを

する氣があるのか。ただこれは響くのは、こういうふうな響かないで……どうも大変下手な書き方をしているから、こんなことになる。こんなことがあるのですか。

○寺尾博君 十二條の文句に「種畜の確保に關し特に必要があると認められた場合」と書いてあるのは、具体的にどのういふふうな場合を予測しておるか、それを併せてお伺ひいたします。

○政府委員(遠藤三郎君) 只今の御質問であります、実はこの規定を発動することにはもう殆んどないといふふうな考へておるのであります。又これが発動されるようでは畜産の種畜行政といふものは全く駄目だ。併し昨日もお話を申し上げましたが、例えば非常に優秀な種牡牛が屠殺、又非常に使用に堪へるような優秀な種牡牛が屠殺場に行く、或いは仔牛が、將來優秀なものになる仔牛が屠殺場に行くといふ場合において、これは農村の方に一つ廻して欲しいといふようなことが言へるようになり安全を作つて置くといふような考へ方でございます。

○北村一男君 どうもこれは私も甚だ不愉快でございますが、これを農林省としては如何でございませうか、やはりはつきりお書きになつたらどうでございませうか。今政務次官も、局長もおつしやるのだが、そういう場合は、金銭的補償をするといふ意味合いのことをお書きになつたらどうですか。このままではなか／＼通りませんよ。通らなし、通さぬ。(笑)お書きになる必要があると思ひます。

○政府委員(平野善治郎君) 只今十二條に關して私の答弁が至らなかつた点がございまして、更に申上げたいと思

が、そういう場合に飼料がないために飼育ができないというような事情に追
十二條を発動した場合において、飼育
者に迷惑の掛からないような方途につ
きまして、早速具体的なものを作つて、
○政府委員(平野善治郎君) 只今十二
條に關して私の答弁が至らなかつた点
がございまして、更に申上げたいと思

○政府委員(平野善治郎君) 只今十二
條に關して私の答弁が至らなかつた点
がございまして、更に申上げたいと思
います。いろ／＼この法律を急いだ等
の關係におきまして、十分でない点も
あつたことは、先程畜産局長からも御
説明申上げた通りであります。十二條
の問題につきましては、先程来私共が
申上げました通り、決して飼育者に金
銭的な迷惑を掛けないというこゝをは
つきりいたしまして、そうしてこの條
文を適用する場合が若しあつても、そ
うして行きたい、こう考へておるの
でございまして、只今のところ、その
趣旨で御了察を願つて御審議をお願い
したい、こう考へております。
○島村軍治君 ちよつと休憩して……
○委員(横見義男君) ちよつと速記
を止めて下さい。
〔速記中止〕
○委員(横見義男君) 速記を始めて
下さい。
○政府委員(平野善治郎君) 第十二條
を発動した場合において、飼育者に金
銭的な迷惑を及ぼした場合において
は、政府はその全額を補償する用意を
整へております。
○委員(横見義男君) 大体質疑も皆
様からございまして、種畜法に關
する質疑はこの程度に止めたいと思
いますが、御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(横見義男君) それでは質疑
を打ち切ります。それからこの法案は、
今衆議院に掛かつておりますので、ま
だこちらに正式に参りませんから、時
間も要すると思ひますので、採決を
明日に延ばしたいと思ひますから、明
日は直ちに採決に入りたいと思ひま
す。午後一時から入りたいと思ひま
す。

尙この問題に關連して、或いはそれ
以外に、佐々木さんから食品局長に對
する質問を昨日留保されておりますの
で、佐々木さんから御質疑をお願いいた
したいと思います。
○佐々木康藏君 私の提唱してござい
ます摘糖の改良は是非政府がやるもの
だと確信を持っておりますので、食
品局長にお尋ねしたいのであります
が、そういう場合においてこの糖油の
機械の設備が完全であること、即ち原
油と精製油の機械の見通しが付いてい
るか、この点。それから糖油に對して
將來どのような考へを持つていろ
か。この二点をお尋ねいたします。
○政府委員(三浦參郎君) 糖油の問題
は現在の我が國の油脂の現状からいた
しまして非常に大きな資源だと考へま
して、ここ三年この問題を非常に大
きく取上げてやつてゐるわけでありま
すが、ただ只今御指摘の通りに、これ
は予算的の措置が十分に伴つておりま
せんので、まだ勿論十分でございま
せん。年々多少ずつではあります、予
算を増額いたしまして、その設備の増
設に努めてゐるわけなのであります。
昨年度は全國で僅かに九工場分しか補
助金がありませんでしたけれども、今
年度は全國で少くとも一個所ずつ、こ
れは中核工場でありますけれども、そ
ういうつもりで予算を計上いたしてお
るわけなのであります、まだこれで
は勿論十分でございまして、我々の
計画いたしております通りに、若し糖
が集まるということになると、勿論こ
れでは不十分でありますので、勿論今
後引續き財政の許す限りにおきまして
は、逐次増加をいたしまして増設を計
画いたして参りたいと思つておるの
であります。尙糖の問題といたしまして
は、第二点といたしましてお問い合わせ
ありますが、數字上のお話申上げますと、
只今のところでは公團で援つてござい
ますから出ます米糖が十二万六千ト
ン、それからその外に最も精糖し易い
のが酒米の關係であります、これが
大体二万トン、それから政府委託精糖
の關係が一万一千トン、少くとも大体
十四万トン見當のものが、これは若し
政府とそれから公團と一緒になつて把
握しようという措置を講ずれば把握
できるものではないかと思つてゐるの
であります。けれども差当りその全部を
対象にいたすわけに参りませんので本
年度としては五万四千トン程度のもの
を集荷の目標にして全府縣に割當をい
たしておるのであります。
○佐々木康藏君 精製設備は今のところ
少數であつて、誠に精製上不便を感じ
ておるのであります、これは少く
とも旧ブロック地区ごとにその製糖工
場を促進させるようにやつて行く用意
があるか、それとも現在の糖の手渡し
方法がうまく行つてない、それから金
錢の支拂が非常に遅延をして迷惑をし
ておるといふ点があるか。これに對す
る是正の方途は考へておるか、そう
いふ点を一つ伺いたい。
○政府委員(三浦參郎君) 只今御指摘
のような点も、從來の摘糖上の十分に
参つておらなかつた点だと思ひまし
て、そういう点につきましても、今そ
れぞれ各地の實情を調べまして、でき
る限り迅速に取運ぶように手配をいた
しておるわけでありまして、尙その他
に、集荷せられました米糖につきまし
ては、それから搾油されました油の半
量を府縣に還元いたしております。そ

れから更に割當量を超えいたしました
分量から搾油せられますものはその全
量を府縣に還元するといふような方法
で集荷の促進に努めておるような次第
であります。
○佐々木康藏君 ただ金銭の支拂が非
常に遅延をして迷惑をしておる点は改
良できますか。
○政府委員(三浦參郎君) そういう点
につきましてもできるだけ只今手配を
いたしております。
○委員(横見義男君) 本日はこの程
度で散会いたします。明日は午後一時
から開会いたします。
午後三時五十六分散会
出席者は左の通り。
委員長 高橋 啓君
理事 横見 義男君
委員 門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼 彌太郎君
木村 三郎君
佐々木 康藏君
石川 華吉君
岡村 文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村 眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
池田 恒雄君
廣瀬 與兵衛君

國務大臣 永江 一夫君
政府委員 農林事務次官 平野善治郎君
農林事務官 遠藤 三郎君
農林事務官 (畜産局長) 三浦 參郎君
農林事務官 (食品局長)

昭和二十三年九月三日印刷

昭和二十三年九月四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局